

# 事業やお店を始められる方へ



このようなことを検討していませんか？



## 事前に消防本部予防課へご相談ください

※ 建物の使用状況や開業したい事業の種類により、新たに消防用設備等の設置や届出が必要な場合があります。

なぜ事前相談や届出が必要？

その建物に必要な消防用設備（消火器など）や、防火に関する事前指導を行うことにより、消防法令に適合した状態で営業を開始でき、**火災による被害を軽減することができます！**

事前確認は大切だね！



事前相談や届出を怠ってしまうと…

知らないうちに消防法令違反の場合があります。  
このような状況で火災が発生し被害が拡大した場合、**事業者責任を問われることがあります。**

必要な届出書類<sup>※1</sup>の例<sup>※2※3</sup>

届出書	届出書の概要
防火対象物使用開始（変更）届出書	建物又はテナントを使用（変更）する7日前までに、当該部分の詳細を消防長に届出する書類です。
工事整備対象設備等着工届出書	自動火災報知設備、スプリンクラー設備等の工事を要する設備の工事前に消防長に届出する書類です。
消防用設備等設置届出書	消防用設備等の設置が完了後に消防長に届出する書類です。当該書類に基づき完成検査を行います。
火を使用する設備等の設置届出書	変電設備、ボイラー等、火を使用する設備の設置工事を行う前に消防長に届出する書類です
防火（防災）管理者選任（解任）届出書	火災予防のリーダーとなる防火（防災）管理者を選任した旨を消防長に届出する書類です。
消防計画作成（変更）届出書	火災予防対策、火災発生時の被害軽減対策等に関する計画を消防長に届出する書類です

※1 上記の届出書は江別市公式ホームページ (<https://www.city.ebetsu.hokkaido.jp/site/firedep/6390.html>) からダウンロードできます。

※2 内容等により、上記以外の届出が必要になる場合もあります。詳細は消防本部予防課へ相談してください。

※3 上記のほか、建築基準法等の法令に基づく手続きが必要になる場合がありますのでご注意ください。



**\*お問い合わせ先\***

**江別市消防本部 予防課**  
**011-382-5430**

※ 事前にお電話いただきますようお願いいたします  
※ 災害出動等により不在となる場合がありますので、ご了承ください

# 基本的な届出の流れ

次のフロー図を参考に、計画時に消防本部予防課へ相談を行ってください。  
あくまでも一例ですので、届出書類は事業内容や工事内容により異なります。

